Hoosiers

欲しかった暮らしを、しよう。

第８期　定時株主総会
招集ご通知

開催日時
2021年６月25日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

開催場所
東京都千代田区丸の内二丁目５番２号
三菱ビル10階
コンファレンススクエア　エムプラス　グランド

決議事項
第１号議案　資本金の額の減少（減資）の件
第２号議案　剰余金の処分の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　取締役６名選任の件
第５号議案　監査役４名選任の件
第６号議案　補欠監査役１名選任の件
第７号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件

【ご来場自粛のお願い】
多くの株主の皆様が集まる株主総会は、新型コロナウイルスの集団感染が発生するリスクがあります。議決権の行使は書面又はインターネット等で行い、当日のご来場は、感染の回避のため自粛していただくことをご検討ください。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目　次

招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 5
事業報告……22
連結計算書類……42
計算書類……45
監査報告……48

証券コード：3284
株式会社フージャースホールディングス

株主各位

証券コード 3284
2021年６月７日

東京都千代田区丸の内二丁目２番３号
株式会社フージャースホールディングス
代表取締役社長　　廣　岡　哲　也

第８期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第８期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

また、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の流行が続いていることから、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施したうえで、開催させていただくこととといたしました。

株主の皆様におかれましては、上述の状況に鑑み、感染防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、３頁に記載のいずれかの方法により2021年６月24日（木曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時		2021年６月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2 場　　所		東京都千代田区丸の内二丁目５番２号　三菱ビル10階 コンファレンススクエア　エムプラス　グランド 本年も、新型コロナウイルス感染防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が昨年と同様に大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
3 目的事項	報告事項	1. 第８期（自：2020年４月１日　至：2021年３月31日） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第８期（自：2020年４月１日　至：2021年３月31日） 計算書類の内容報告の件
	決議事項	第１号議案　資本金の額の減少（減資）の件 第２号議案　剰余金の処分の件 第３号議案　定款一部変更の件 第４号議案　取締役６名選任の件 第５号議案　監査役４名選任の件 第６号議案　補欠監査役１名選任の件 第７号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件

以　上

新型コロナウイルス感染症への対応について

- 株主総会当日までの新型コロナウイルスの感染状況や政府等の発表内容等により対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。
- 議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- 会場受付付近で、株主様のためアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスク着用をお願い申し上げます。
- 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りする場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
- 本総会においては、新型コロナウイルス感染防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、お手数ながら議事資料として本招集通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 当日は節電への対応として、当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。
- 本招集通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第13条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表を含みます。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト（https://www.hoosiers.co.jp/）

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください。
（ご捺印は不要です。）



書面で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（下記の行使期限までに到着するようご返送ください。）

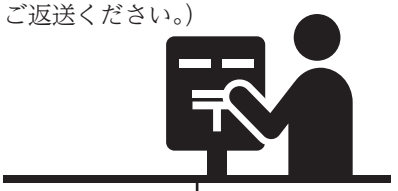

インターネット等で議決権を行使する場合

次頁の案内に従って、
議案に対する賛否をご入力ください。



期　限　2021 年 6 月 24 日（木曜日）午後６時まで

議決権行使書のご記入方法

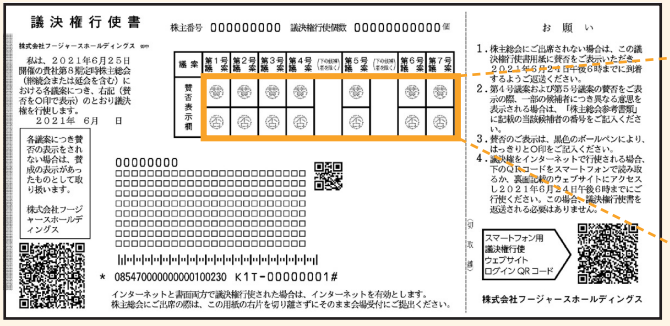

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

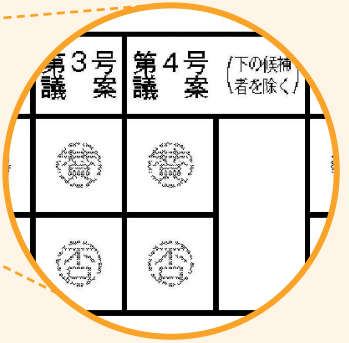

第１・２・３・６・７号議案について

賛　成　の　場　合 → **賛** に○印
反　対　の　場　合 → **否** に○印

第４・５号議案について

全員賛成の場合 → **賛** に○印
全員反対の場合 → **否** に○印
一部候補者に反対の場合 → **賛** に○印をし、反対する候補者番号を下の空欄に記入

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

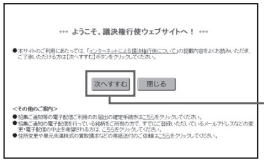

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

期　限　2021 年 6 月 24 日（木曜日）午後６時まで

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）
（受付時間　午前9時～午後9時）

・書面及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

・機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　資本金の額の減少（減資）の件

当社の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いたいと存じます。なお、これにより減少する資本金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されるため、発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。

(1)減少する資本金の額

資本金の額15,882,597,835円を10,882,597,835円減少して、5,000,000,000円といたします。

(2)減資の方法

減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3)資本金の額の減少が効力を生ずる日

2021年6月28日

第２号議案　剰余金の処分の件

第8期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

（1）配当財産の種類	金銭といたします。
（2）配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき金 **18円** 総額　**644,216,634円** （ご参考） 中間配当を含めた年間配当金は、１株につき金24円となります。
（3）剰余金の配当が効力を生じる日	2021年６月28日

第３号議案　定款一部変更の件

株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第１２条及び第２２条に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、それぞれ取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１２条（招集権者及び議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議によって、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。	第１２条（招集権者及び議長） 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。
（新　設）	２　株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。
第２２条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。	第２２条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。
（新　設）	２　取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

第４号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名（うち社外取締役３名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位	取締役会出席回数
1	再任　廣岡（ひろおか）　哲也（てつや）	代表取締役社長	100％（14／14回）
2	再任　伊久間（いくま）　努（つとむ）	専務取締役	100％（14／14回）
3	再任　小川（おがわ）　栄一（えいいち）	取締役	100％（14／14回）
4	再任　社外　独立　渡邉（わたなべ）　好則（よしのり）	社外取締役	100％（14／14回）
5	再任　社外　独立　安（あん）　昌寿（まさとし）	社外取締役	100％（14／14回）
6	再任　社外　独立　坪山（つぼやま）　昌司（しょうじ）	社外取締役	100％（11／11回）（就任以降）

【ご参考】
取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリクス）

本定時株主総会において、第４号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び専門性と経験は、以下のとおりです。

				専門性と経験							
候補者番号	氏名	社外	独立	経営戦略 企業経営	財務 会計 資本戦略	人事 人材開発	営業 マーケティング	法務 リスク管理	内部統制 ガバナンス	グローバル	品質管理
1	廣岡（ひろおか）　哲也（てつや）			○	○	○	○			○	○
2	伊久間（いくま）　努（つとむ）			○	○			○	○	○	
3	小川（おがわ）　栄一（えいいち）			○		○	○				○
4	渡邉（わたなべ）　好則（よしのり）	○	○	○		○		○			○
5	安（あん）　昌寿（まさとし）	○	○	○		○			○		○
6	坪山（つぼやま）　昌司（しょうじ）	○	○	○	○		○			○	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	 ひろおか　てつや **廣岡　哲也** （1963年６月25日生） 2020年度 〈取締役会出席状況〉 14／14回　100％	1987年４月　㈱リクルートコスモス（現、㈱コスモスイニシア）入社 1994年12月　㈲フージャース（現、㈱フージャースコーポレーション）設立 代表取締役 2013年４月　当社代表取締役社長（現任） 2017年５月　Hoosiers Asia Pacific Pte.Ltd. Director（現任） ■取締役候補者とした理由 同氏を取締役候補者とした理由は、当社及び当社グループ会社の創業者であり、かつ取締役として20年以上にわたり当社及び当社グループ会社の経営をけん引し、企業経営及び不動産事業全般における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する適切な役割を今後も期待できると判断したためであります。	8,922,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	 いくま　つとむ **伊久間　努** （1967年７月３日生） 2020年度 〈取締役会出席状況〉 14／14回　100％	1992年４月　伊藤忠商事㈱入社 2003年７月　デルコンピュータ㈱（現、デル㈱）入社 中小企業営業部長 2005年12月　㈱リヴァンプ入社 ディレクター 2009年６月　㈱フージャースコーポレーション社外取締役 2009年12月　㈱ウォーターダイレクト（現、㈱プレミアムウォーターホールディングス）代表取締役執行役員社長 2013年４月　当社社外取締役 2015年９月　当社専務取締役（現任） 2017年10月　Hoosiers,Inc.President（現任） 2019年２月　㈱フージャースアコモデーションサービス代表取締役社長（現任） 2020年５月　㈱フージャースウェルネス＆スポーツ代表取締役社長（現任） ■取締役候補者とした理由 同氏を取締役候補者とした理由は、財務の専門家としての高い見識及び経営者としての豊富な経験を有しており、当社の経営全般に対する適切な役割を今後も期待できると判断したためであります。	36,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	 おがわ　えいいち 小川　栄一 （1964年12月６日生） 2020年度 〈取締役会出席状況〉 14／14回　100％	1988年４月　㈱リクルートコスモス（現、㈱コスモスイニシア）入社 2001年７月　㈱フージャースコーポレーション入社 2002年２月　同社取締役 2009年７月　㈱エーワンコーポレーション代表取締役 2015年４月　㈱原弘産（現、㈱REVOLUTION）取締役 2016年４月　㈱フージャースコーポレーション取締役 2017年４月　同社代表取締役社長（現任） 2019年６月　当社取締役（現任） ■取締役候補者とした理由 同氏を取締役候補者とした理由は、当社グループ会社である株式会社フージャースコーポレーションをはじめ、複数の企業の役員の経歴、及び企画開発、建築設計、事業推進等の分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社グループにおける経営の重要事項の決定、業務執行の監督及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献いただけると判断したためであります。	53,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任 社外 独立	 わたなべ　よしのり 渡邉　好則 （1956年７月25日生） 2020年度 〈取締役会出席状況〉 14／14回　100％	1979年４月　㈱日本リクルートセンター（現、㈱リクルートホールディングス）入社 1985年５月　㈱リクルートコスモス（現、㈱コスモスイニシア）入社 2002年６月　同社取締役関西支社長 2004年６月　㈱コスモスライフ（現、大和ライフネクスト㈱）取締役 2005年６月　同社代表取締役 2017年６月　当社社外取締役（現任） ■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 同氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営及び不動産事業における豊富な経験と幅広い見識、人材育成・組織体制整備に関する知見を有しているためです。 選任後は、経営全般に関する意見をいただくとともに、特に、不動産事業全般及び人材育成・組織体制強化のための助言をいただくことで、独立した立場で当社の経営を監督いただくことを期待しております。 また、同氏が選任された場合は、指名報酬諮問委員会の委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。	2,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任 社外 独立	 あん　まさとし 安　昌寿 （1949年6月16日生） 2020年度 〈取締役会出席状況〉 14／14回　100％	1975年４月　㈱日建設計入社 2001年３月　同社執行役員東京副代表兼東京計画事務所長 2006年１月　同社代表取締役副社長 2014年１月　㈱日建設計総合研究所取締役会長 2016年９月　㈱MAパートナーズ代表取締役会長（現任） 2018年６月　ダイナエアー㈱取締役副社長（現任） 2019年６月　当社社外取締役（現任） ■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 同氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社日建設計において、長年代表取締役を務め、企業経営における豊富な経験と建築設計、都市計画及び再開発事業の分野における幅広い見識を有しているためです。 選任後は経営全般に対する意見をいただくとともに、特に、品質管理、都市計画及び再開発事業の分野における幅広い見識を活かした助言をいただくことで、独立した立場で当社の経営を監督いただくことを期待しております。 また、同氏が選任された場合は、指名報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。	1,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 再任 社外 独立	 つぼやま　しょうじ 坪山　昌司 （1965年12月19日生） 2020年度 〈取締役会出席状況〉 11／11回　100％ （就任以降）	1988年４月　ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社（現、シティグループ証券㈱）入社 1996年７月　UBS証券㈱入社 2013年８月　UBS証券㈱常務執行役員 2016年９月　EVOLUTION JAPAN証券㈱代表取締役会長兼CEO 2019年５月　㈱キャピタリンク・インベストメント代表取締役（現任） 2020年６月　当社社外取締役（現任） ■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 同氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営及び金融・証券業における豊富な経験と幅広い見識を有しているためです。 選任後は、経営全般に対する意見をいただくとともに、特に、財務・会計・資本戦略に係る助言をいただくことで、独立した立場で当社の経営を監督いただくことを期待しております。	0株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．渡邉好則氏、安昌寿氏及び坪山昌司氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、渡邉好則氏、安昌寿氏及び坪山昌司氏との間で、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。なお、３氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
５．渡邉好則氏、安昌寿氏及び坪山昌司氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、渡邉好則氏の在任期間は、本総会終結の時をもって４年、安昌寿氏の在任期間は、本総会終結の時をもって２年、坪山昌司氏の在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
６．当社は、渡邉好則氏、安昌寿氏及び坪山昌司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。また、３氏は当社の「独立性判断基準」における独立性の要件を満たしております。なお、３氏の再任が承認された場合には、引き続き３氏を独立役員とする予定であります。
７．廣岡哲也氏が所有する当社の株式の数には、同氏が「DAIWA CM SINGAPORE LTD-NOMINEE HIROOKA TETSUYA」名義にて所有する株式数を含んでおります。

第５号議案　監査役４名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査体制の充実強化を図るため１名増員し、監査役４名（うち社外監査役２名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位	取締役会出席回数	監査役会出席回数
1	再任　金子（かねこ）　恭恵（やすえ）	常勤監査役	100%（14/14回）	100%（15/15回）
2	新任　今井（いまい）　厚弘（あつひろ）	リスクマネジメント部長	—	—
3	再任　社外　独立　早川（はやかわ）　美恵子（みえこ）	社外監査役	93%（13/14回）	93%（14/15回）
4	新任　社外　独立　榊（さかき）　正壽（まさとし）	—	—	—

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	 金子（かねこ）　恭恵（やすえ） （1960年２月７日生） 2020年度 〈取締役会出席状況〉 14／14回　100％ 〈監査役会出席状況〉 15／15回　100％	1980年４月　積水ハウス㈱入社 1986年12月　㈱リクルートコスモス（現、㈱コスモスイニシア）入社 2000年４月　㈱フージャースコーポレーション入社 2009年６月　㈱フージャースコーポレーション監査役（現任） 2013年４月　当社常勤監査役（現任） ㈱フージャースアベニュー監査役（現任） 2014年１月　エイ・エム・サーティワン㈱（現、㈱フージャースアセットマネジメント）監査役（現任） 2015年７月　㈱フージャースケアデザイン監査役（現任） 2017年10月　Vermilion Capital Management㈱監査役（現任） ■監査役候補者とした理由 同氏は、他事業会社及び当社における財務・経理部門での豊富な業務経験及び当社・当社グループ各社での監査役歴任の経験により、財務及び会計、内部統制等に関する高い知見を有しております。これらの専門性及び見識を活かし、質の高い監査をしていただくことを期待しております。	334,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 新任	 今井（いまい）　厚弘（あつひろ） （1960年12月４日生）	1983年10月　㈱協和銀行（現、㈱りそな銀行）入行 2004年４月　㈱りそな銀行コンプライアンス統括部長 2010年４月　同社信託業務管理部長 2013年５月　㈱いなげや入社 グループ事業統括室長兼品質管理室長 2016年６月　同社取締役IR担当兼管理本部長 2019年１月　当社入社 2019年４月　当社リスクマネジメント部長兼内部監査室長 2020年５月　㈱フージャースウェルネス＆スポーツ監査役（現任） ㈱フージャースリートアドバイザーズ監査役（現任） 2020年６月　㈱フージャースリビングサービス監査役（現任） ㈱フージャースアコモデーションサービス監査役（現任） ㈱アイ・イー・エー監査役（現任） ■監査役候補者とした理由 同氏は、長年の金融機関における業務経験に加え、事業会社管理本部長、当社リスクマネジメント部長兼内部監査室長等を務めた経験により、企業管理部門業務に精通しており、特にリスク管理、内部統制、コーポレート・ガバナンス等につき高い知見を有しております。これらの専門性及び見識を活かし、質の高い監査をしていただくことを期待しております。	500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任 社外 独立	 早川（はやかわ）　美恵子（みえこ） （1964年11月12日生） 2020年度 〈取締役会出席状況〉 13／14回　93% 〈監査役会出席状況〉 14／15回　93%	1987年４月　㈱リクルートコスモス（現、㈱コスモスイニシア）入社 1995年10月　司法試験合格 1998年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会） 2013年４月　当社社外監査役（現任） ■監査役候補者とした理由 同氏は、長年の弁護士としての経験を通じ培ったコーポレート・ガバナンスや、リスク管理等、企業法務全般に関する高い知見を有しております。これらの専門性及び見識を活かし、社外の観点から質の高い監査をしていただくことを期待しております。	2,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 新任 社外 独立	 榊（さかき）　正壽（まさとし） （1961年１月２日生）	1988年10月　太田昭和監査法人（現、EY新日本有限責任監査法人）入所 2008年８月　同所常務理事 2011年７月　EYビジネスイニシアティブ㈱取締役COO 2014年２月　一般社団法人Next Wisdom Foundation監事（現任） 2017年３月　一般社団法人自律分散社会フォーラム監事（現任） 2019年７月　榊公認会計士事務所所長（現任） 2019年７月　㈱eumo社外取締役（現任） 2019年10月　京都大学イノベーションキャピタル㈱社外監査役（現任） 2020年３月　セーラー万年筆㈱取締役（監査等委員）（現任） 2020年４月　東北大学会計大学院教授（現任） ■監査役候補者とした理由 同氏は、公認会計士として長年にわたり会計監査、内部統制構築支援等の業務に従事し、企業会計・監査・内部統制の分野において豊富な経験と幅広い知見を有しております。これらの専門性及び見識を活かし、社外の観点から質の高い監査をしていただくことを期待しております。	0株

（注）１．各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
　　２．早川美恵子氏及び榊正壽氏は、社外監査役候補者であります。

3．当社は、金子恭恵氏及び早川美恵子氏との間で、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4．当社は、今井厚弘氏及び榊正壽氏の選任が承認された場合は、両氏と責任限定契約を締結する予定であります。その契約は会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第１項に定める最低限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとするという内容であります。
5．当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
6．早川美恵子氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、早川美恵子氏の在任期間は、本総会終結の時をもって８年２ヶ月となります。
7．当社は、早川美恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。また、同氏は当社の「独立性判断基準」における独立性の要件を満たしております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります
8．榊正壽氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件、及び当社の「独立性判断基準」における独立性の要件を満たしております。なお、同氏が社外監査役に就任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出を行う予定であります。

第６号議案　補欠監査役１名選任の件

2020年６月25日開催の第７期定時株主総会において補欠監査役に選任されました遠山康氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
再任 社外 独立	 遠山（とおやま）　康（やすし） （1965年５月１日生）	1993年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会） あさひ法律事務所　入所 1999年６月　須藤・遠山・髙井法律事務所開設 2000年９月　遠山康法律事務所開設 2006年４月　東京簡易裁判所　民事調停委員（現任） 2012年９月　青山学院大学総合文化政策学部　非常勤講師（現任） 2015年１月　東京簡易裁判所　司法委員（現任） 2019年４月　独立行政法人国際協力機構　契約監視委員会委員（現任） 2019年６月　公益財団法人自転車駐車場整備センター　監事（現任） 酒井重工業㈱　買収防衛策に係る独立委員会委員（現任） 2020年６月　当社補欠監査役（現任） 2021年４月　厚生労働省公共調達中央監視委員会委員（現任） ■補欠社外監査役候補者とした理由 同氏を補欠監査役候補者とした理由は、同氏の弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を、社外監査役として当社の監査体制強化に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。	0株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．遠山康氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．当社は、補欠社外監査役候補者である遠山康氏が監査役に就任した場合は、同氏と責任限定契約を締結する予定であります。その契約は、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとするという内容であります。

４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により塡補することとしております。遠山康氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

５．遠山康氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件、及び当社の「独立性判断基準」における独立性の要件を満たしております。なお、同氏が監査役に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出を行う予定であります。

【ご参考】

独立役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という。）について、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、次の各項のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断しています。

① 当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者　※注1
② 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者　※注2
③ 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者　※注3
④ 当社グループの主要な借入先又はその業務執行者　※注4
⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
⑥ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等　※注5
⑦ 当社グループから多額の寄付を受けている者又はその業務執行者　※注6
⑧ 当社グループの主要株主又はその業務執行者　※注7
⑨ 上記①～⑧に該当する者の近親者　※注8
⑩ 上記①～⑨に過去３年間において該当していた者

（注）
1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員又は使用人である者その他これらに準じる者をいう。
2. 「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の連結売上高の2％を超える額の支払いを当社グループに行っている者をいう。
3. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の連結売上高の2％を超える額の支払いを当社グループから受けている者をいう。
4. 「主要な借入先」とは、直近事業年度において当社の連結総資産の2％を超える額の融資を当社グループに行っている者をいう。
5. 「多額の金銭その他の財産」とは、年間1,000万円を超える額の支払いをいう。
6. 「多額の寄付」とは、年間1,000万円を超える額の寄付をいう。
7. 「主要株主」とは、直近の事業年度において発行済株式の総数の10％以上の株式を有している株主をいう。
8. 「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。

第７号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件

当社は、2016年6月25日開催の第3回定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。）及び当社のグループ会社（以下、「対象子会社」といいます。）の取締役（以下、「対象者」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき今日に至っております。

今般、会社法及び会社法施行規則の改正を受けて、本制度の適用により対象者に給付される株式数の上限を設定することについて、ご承認をお願いするものであります。ご承認をお願いする改定点は、下記の下線部のとおりです。

なお、当社は「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を定めており、その概要は34頁に記載のとおりでありますが、本議案は、当該方針に沿う相当なものであると判断しております。

１．本制度の概要等

＜本制度の概要＞

本制度は、当社が信託に対して金銭（その上限は下記のとおりとします。）を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役等に対して、当社および対象子会社が定める役員報酬に係る取締役株式給付規程（以下、「取締役株式給付規程」といいます。）に従って、業績達成度、業績貢献度に応じて当社株式を給付する業績連動型の株式報酬制度です。なお、対象者が当社株式の給付を受ける時期は、原則として対象者の退任時となります。

対象者は、当社の取締役（社外取締役を含みません。）および対象子会社の取締役です。（対象子会社の取締役については、当社の取締役会で対象者を定めます。）なお、第４号議案のご承認が得られますと、対象者は当社取締役３名、対象子会社取締役４名の合計７名となります。

対象期間は、平成29年３月末日で終了する事業年度から平成31年３月末日で終了する事業年度までの３事業年度及び当該３事業年度の経過後に開始する３事業年度ごとの期間です。

＜当社が拠出する金員＞

当社は、当初対象期間の役員報酬として本制度に基づく対象者への給付を行うための株式の取得資金として、１億8,000万円を上限とする金員を拠出し、受益者の要件を満たす対象者を受益者とする本信託を設定します。

当初の対象期間中、１億8,000万円の範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は対象期間ごとに、1億8,000万円を上限として追加拠出を行います。但し、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出できる金額の上限は、1億8,000万円から残存株式等の金額（株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって残存株式の金額とします。）を控除した金額とします。

＜当社が株式報酬として設定する上限株式数＞

対象者には、各対象期間中の各事業年度における役位及び業績達成度、業績貢献度に応じて各事業年度にポイントが付与されますが、対象者に付与されるポイントの総数は、対象期間ごとに282,436ポイントが上限となり、対象期間ごとの上限株数は282,436株となります。このポイントの総数の上限は、当該拠出額の上限を2020年4月1日から2021年3月31日の東京証券取引所における当社株式の終値平均で除して算出したものであります。付与されたポイントは、株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

2．本制度対象者へ給付される当社株式数の算出方法

対象者には、各対象期間中の各事業年度における役位及び業績達成度、業績貢献度に応じて各事業年度にポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案の承認後において、当社普通株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

以　上

（添付書類）

事業報告（自：2020年４月１日　至：2021年３月31日）

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果

当社グループは、当社及び連結子会社27社、持分法適用関連会社２社によって構成されております。近年において多様化するニーズに対応し、市況に左右されない安定的な事業基盤を構築することに努めてまいりました。

当社グループは、不動産開発事業においては、地方都市における再開発事業を中核とし、引き続きエリアの拡大に努めており、引渡戸数は1,397戸となりました。ＣＣＲＣ事業では、アクティブシニアをメインターゲットとし、首都圏においてより発展的な事業展開を実現しており、シニアマンションにて引渡戸数は268戸となり、運営戸数は1,385戸となりました。

さらに、ホテル事業、スポーツクラブ事業、ＰＦＩ事業など、不動産事業と親和性のある周辺事業にも取り組み、人々の暮らしへの新たな付加価値の提供に注力しております。

	第７期 (2020年３月期)	第８期 (2021年３月期)	前期比
	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
売上高	85,231	80,222	5.9%減
営業利益	6,692	5,435	18.8%減
経常利益	5,513	4,616	16.3%減
親会社株主に帰属する当期純利益	276	2,878	939.3%増

当連結会計年度におきまして、契約戸数は1,458戸７区画13棟、引渡戸数は1,694戸７区画10棟、当連結会計年度末時点の管理戸数は18,406戸となっております。その結果、当連結会計年度におきまして、連結経営成績は、売上高802億22百万円（前期比5.9%減）、営業利益54億35百万円（前期比18.8%減）、経常利益46億16百万円（前期比16.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益28億78百万円（前期比939.3%増）を計上いたしました。

セグメントごとの業績を示しますと、次のとおりであります。

不動産開発事業

売上高
55,315 百万円
（前期比18.9%増）

当連結会計年度におきまして、売上高553億15百万円（前期比18.9%増）、営業利益46億71百万円（前期比111.1%増）を計上いたしました。

① 不動産売上高
「デュオヴェール札幌北大前グレイス」「Ｔｈｅ ＴＯＷＥＲ ＯＢＩＨＩＲＯ」「デュオヒルズつくばセンチュリー」などマンション1,272戸の引渡、「デュオアベニュー上北沢ガーデン」「デュオアベニュー東伏見」など戸建住宅125戸の引渡等により、売上高550億85百万円（前期比19.0%増）を計上いたしました。

② その他収入
ローン取扱手数料の他、賃貸収入等を合わせまして、売上高２億29百万円（前期比11.9%増）を計上いたしました。

ＣＣＲＣ事業

売上高
11,466 百万円
（前期比28.1%増）

当連結会計年度におきまして、売上高114億66百万円（前期比28.1%増）、営業利益３億51百万円（前期比35.3%増）を計上いたしました。

① 不動産売上高
「デュオセーヌ相模原上溝駅前」「デュオセーヌ横濱東戸塚」などマンション268戸の引渡により、売上高107億22百万円（前期比24.2%増）を計上いたしました。

② その他収入
デイサービスの運営等により、売上高７億44百万円（前期比137.5%増）を計上いたしました。

不動産投資事業

売上高
7,409 百万円
（前期比66.1%減）

当連結会計年度におきまして、売上高74億９百万円（前期比66.1%減）、営業利益４億２百万円（前期比88.9%減）を計上いたしました。

① 不動産売上高
棚卸資産の売却により、売上高44億41百万円（前期比76.3%減）を計上いたしました。

② 賃貸収入
保有収益物件の安定稼働により、売上高24億37百万円（前期比9.7%減）を計上いたしました。

③ その他収入
賃貸管理収入等により、売上高５億30百万円（前期比32.7%増）を計上いたしました。

不動産関連サービス事業

売上高
5,959 百万円
（前期比24.2%減）

当連結会計年度におきまして、売上高59億59百万円（前期比24.2%減）、営業損失71百万円（前期は営業利益３億円）を計上いたしました。

① マンション管理収入
マンション管理において、「デュオヴェール札幌北大前グレイス」「Ｔｈｅ ＴＯＷＥＲ ＯＢＩＨＩＲＯ」「デュオヒルズつくばセンチュリー」等の管理受託を新たに開始し、売上高18億２百万円（前期比8.3%増）を計上いたしました。

② スポーツクラブ運営収入
スポーツクラブの運営を中心に、売上高32億86百万円（前期比26.2%減）を計上いたしました。

③ その他収入
ホテル運営及び工事受託事業において、売上高８億70百万円（前期比49.9%減）を計上いたしました。

その他事業

売上高
72 百万円
（前期比20.3%減）

当連結会計年度におきまして、ＰＦＩ事業により、売上高72百万円（前期比20.3%減）、営業利益８百万円（前期比26.7%減）を計上いたしました。

(2) 企業集団の資金調達の状況

事業用地の取得や借換え等に伴い、当連結会計年度中に431億44百万円の借入れを行い、期中において437億98百万円の返済を行っております。また、子会社による優先株式の発行により、69億円の資金調達を行っております。

(3) 企業集団の対処すべき課題

2022年３月期の我が国の経済につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立のため、ワクチン接種や経済対策等の各種政策が実施されること等により、回復基調となることが期待されますが、先行きは不透明であり、内外経済の下振れリスクや金融市場の変化等を注視する必要があるなど、依然として予断を許さない状況が続くものと考えられます。

当社を取り巻く事業環境においては、従来からの少子高齢化・地方都市の過疎化等の社会課題に加え、新型コロナウイルス感染拡大により加速した人々の価値観や行動の変容、ESG課題解決への要請の高まり等の影響によって、あらゆる事業において変革が求められております。

このような状況のなか、当社グループは、創業以来の強みを活かしながら、分譲マンションを核として全ての事業を「住宅」をテーマに再構築し、安定的かつ持続的な成長を実現することを基本戦略とした、新たな中期経営計画（対象事業期間：2022年３月期～2026年３月期）を策定いたしました。新たな計画の下においては、事業戦略とESG戦略を融合させるとともに、ROEの継続的向上、DOEの導入による株主還元の強化、コーポレート・ガバナンスに関する諸施策を講じるなど、全てのステークホルダーを意識した企業価値の継続的向上に取り組んでまいります。

当社グループは、今後もコーポレートスローガンである「欲しかった暮らしを、しよう。」を念頭に、変化する事業環境、お客さまのニーズに機動的な対応が出来る組織体制の構築が重要であるという課題認識のもと、各事業会社の専門性を高め、より質の高い商品をお客様に提供することでグループ全体の企業価値の向上を目指すとともに、コーポレート・ガバナンスに関する諸施策を講じ、健全な経営を実現してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも、より一層のご支援をお願い申し上げます。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

売上高 （単位：百万円）

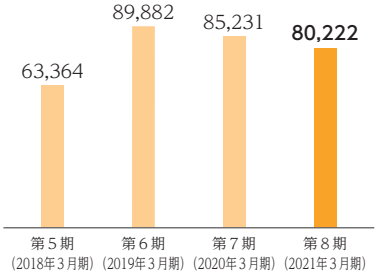

経常利益 （単位：百万円）

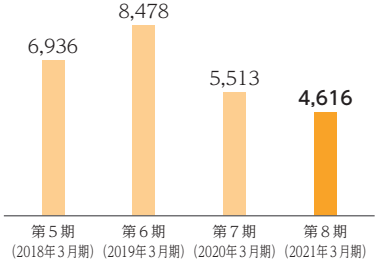

親会社株主に帰属する当期純利益（単位：百万円）

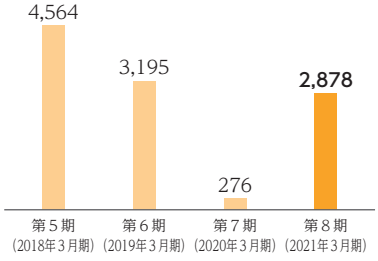

１株当たり当期純利益 （単位：円）

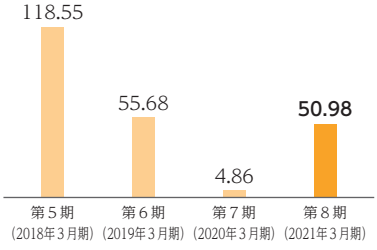

総資産/純資産 （単位：百万円）

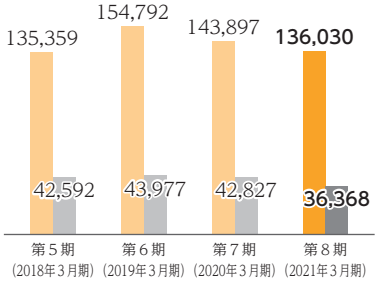

		第５期（2018年３月期）	第６期（2019年３月期）	第７期（2020年３月期）	第８期（当期）（2021年３月期）
売上高	（百万円）	63,364	89,882	85,231	80,222
経常利益	（百万円）	6,936	8,478	5,513	4,616
親会社株主に帰属する当期純利益	（百万円）	4,564	3,195	276	2,878
１株当たり当期純利益	（円）	118.55	55.68	4.86	50.98
総資産	（百万円）	135,359	154,792	143,897	136,030
純資産	（百万円）	42,592	43,977	42,827	36,368

（注）１　１株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
２　当社は2018年１月31日の株主確定日における株主に対しライツ・オファリング（一部コミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に基づく新株予約権の無償割当てを行い、当該新株予約権の払込が完了しております。ライツ・オファリングに基づく払込金額は時価よりも低いため、2018年３月期の期首に当該ライツ・オファリングに基づく払込による株式分割相当部分が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。
３　2021年３月期において、自己株式の取得及び消却を実施したことにより、純資産が減少しております。

(5) 企業集団の主要な事業の内容 (2021年３月31日現在)

事業区分	事業内容
不動産開発事業	新築マンション分譲事業、新築戸建分譲事業、全国市街地再開発事業への参画
ＣＣＲＣ事業	シニア向け新築マンション分譲事業、介護保険事業 シニア向けマンション管理・運営事業
不動産投資事業	不動産投資事業、収益不動産開発事業、アパート開発事業、不動産賃貸業、不動産仲介業、投資運用業、投資助言業、コンサルティング業、海外事業
不動産関連サービス事業	マンション管理事業、ビル管理事業、保険代理店事業、インテリア販売・リフォーム事業、スポーツクラブ運営事業、ホテル運営事業
その他事業	ＰＰＰ及びＰＦＩ事業の企画・マネジメント、コンサルティング業

(6) 企業集団の主要な拠点 (2021年３月31日現在)

㈱フージャースホールディングス（当社）	本社	東京都千代田区
㈱フージャースコーポレーション	本社	東京都千代田区
	支店	北海道（札幌市）、東北（仙台市）
		名古屋（名古屋市）、京都（京都市）、大阪（大阪市）
		中四国（広島市）、九州（福岡市）
㈱フージャースケアデザイン	本社	東京都中央区
㈱フージャースアベニュー	本社	東京都中央区
㈱フージャースアセットマネジメント	本社	東京都中央区
	オフィス	東北（仙台市）
Vermilion Capital Management㈱	本社	東京都中央区
㈱フージャースリートアドバイザーズ	本社	東京都中央区
Hoosiers Asia Pacific Pte. Ltd.	本社	シンガポール
Hoosiers, Inc.	本社	米国 オレゴン州 ポートランド
㈱フージャースリビングサービス	本社	東京都中央区
Hoosiers Living Service Vietnam Co.,Ltd	本社	ベトナム ホーチミン
㈱フージャースウェルネス＆スポーツ	本社	東京都中野区
㈱フージャースアコモデーションサービス	本社	東京都台東区
㈱アイ・イー・エー	本社	東京都千代田区

(7) 企業集団の従業員の状況 (2021年３月31日現在)

① 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数	前期末比増減
不動産開発事業	189名	4名増
ＣＣＲＣ事業	95名	11名減
不動産投資事業	57名	3名増
不動産関連サービス事業	409名	43名増
その他事業	3名	―
全社(共通)	79名	11名増
合　　計	832名	50名増

(注) 1　従業員数には、パートタイマー及びアルバイトを含んでおりません。
2　全社(共通) として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3　当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

② 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
男性	503名 (52名増)	43歳7ヶ月	5年7ヶ月
女性	329名 (2名減)	37歳7ヶ月	4年3ヶ月
合計又は平均	832名 (50名増)	41歳3ヶ月	5年1ヶ月

(8) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況（2021年３月31日現在）

会社名	資本金	当社議決権比率	主要な事業内容
㈱フージャースコーポレーション	2,400百万円	100%	不動産開発事業
㈱フージャースケアデザイン	400百万円	100%	ＣＣＲＣ事業
㈱フージャースアベニュー	50百万円	100%	不動産開発事業
㈱フージャースアセットマネジメント	10百万円	100%	不動産投資事業
Vermilion Capital Management㈱	75百万円	50%	不動産投資事業
㈱フージャースリートアドバイザーズ	100百万円	100%	不動産投資事業
Hoosiers Asia Pacific Pte. Ltd.	43,617千米ﾄﾞﾙ	100%	不動産投資事業
Hoosiers, Inc.	27,700千米ﾄﾞﾙ	100%	不動産投資事業
㈱フージャースリビングサービス	100百万円	100%	不動産関連サービス事業
Hoosiers Living Service Vietnam Co., Ltd	4,260百万ﾄﾞﾝ	75%	不動産関連サービス事業
㈱フージャースウェルネス＆スポーツ	10百万円	95%	不動産関連サービス事業
㈱フージャースアコモデーションサービス	10百万円	100%	不動産関連サービス事業
㈱アイ・イー・エー	3百万円	100%	ＰＦＩ事業

（注）1　議決権比率は、間接保有を含んでいます。
　　2　2021年3月15日付で、㈱フージャースウェルネス&スポーツは新設分割を行い、分割会社の商号を㈱フージャースアセットファンディングに変更し、新設会社の商号を㈱フージャースウェルネス&スポーツと定めております。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
㈱フージャースコーポレーション	東京都千代田区	14,688百万円	49,065百万円

(9) 企業集団の主要な借入先及び借入額 (2021年３月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	7,876百万円
株式会社七十七銀行	5,387百万円
株式会社静岡銀行	4,511百万円
株式会社広島銀行	3,509百万円
株式会社山形銀行	3,392百万円

2 株式に関する事項（2021年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　100,000,000株

（2）発行済株式の総数　35,789,813株（自己株式1,126,962株を除く）

（3）株主数　5,599名（前期末比1,330名減）

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
廣岡　哲也	5,060,000	14.14
DAIWA CM SINGAPORE LTD-NOMINEE HIROOKA TETSUYA （常任代理人　大和証券株式会社）	3,862,700	10.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,042,800	5.71
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,268,450	3.54
住友不動産株式会社	933,200	2.61
株式会社長谷工コーポレーション	576,000	1.61
SMBC日興証券株式会社	529,000	1.48
JP MORGAN CHASE BANK 385781	507,342	1.42
株式会社ティ・エイチ・ワン	500,000	1.40
小林吉宗	500,000	1.40

（注）1　当社は、自己株式を1,126,962株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2　持株比率は、自己株式（1,126,962株）を控除して計算しております。
3　持株比率の計算上、役員株式給付信託制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有している当社株式410,550株を含めて計算しております。
4　「DAIWA CM SINGAPORE LTD-NOMINEE HIROOKA TETSUYA」名義の株式は、廣岡哲也氏が実質株主として所有しております。これにより、廣岡哲也氏の持株数は8,922,700株となり、持株比率は24.93%となります。

(5) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

2021年1月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議し、以下のとおり取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式　21,637,500株
取得価額の総額	14,800,050,000円
取得した期間	2021年1月29日～2021年3月1日

②自己株式の消却

2021年3月11日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類及び数	普通株式　20,637,500株
消却した日	2021年3月25日

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役 (2021年３月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	廣岡　哲也	Hoosiers Asia Pacific Pte.Ltd. Director
専務取締役	伊久間　努	Hoosiers, Inc. President ㈱フージャースアコモデーションサービス代表取締役社長 ㈱フージャースウェルネス＆スポーツ代表取締役社長
取締役	小川　栄一	㈱フージャースコーポレーション代表取締役社長
取締役	渡邉　好則	
取締役	中川　智博	㈱リオ・ホールディングス代表取締役
取締役	安　　昌寿	㈱MAパートナーズ代表取締役会長 ダイナエアー㈱取締役副社長
取締役	坪山　昌司	㈱キャピタリンク・インベストメント代表取締役
常勤監査役	金子　恭恵	㈱フージャースコーポレーション監査役 ㈱フージャースケアデザイン監査役 ㈱フージャースアベニュー監査役 ㈱フージャースアセットマネジメント監査役 Vermilion Capital Management㈱監査役
監査役	中井　啓之	㈱プラグマ代表取締役
監査役	早川美恵子	弁護士

(注) 1　渡邉好則氏、中川智博氏、安昌寿氏及び坪山昌司氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2　中井啓之氏及び早川美恵子氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3　金子恭恵氏及び中井啓之氏は、不動産経理実務を10年以上務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4　渡邉好則氏、中川智博氏、安昌寿氏、坪山昌司氏、中井啓之氏及び早川美恵子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金100万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び「(8) 重要な子会社の状況」(29頁) に記載の当社の子会社の取締役及び監査役 (当事業年度中に在任していた者を含む。) を被保険者とする、会社法430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が塡補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、被保険者の犯罪行為や、被保険者が意図的に行った違法行為等に起因する損害賠償請求等は、塡補の対象外とされており、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月4日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

固定報酬については、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

業績連動報酬については、業績や株価を意識した経営を行うことを目的とし、株式給付信託による業績連動型株式報酬制度を導入しており、中期経営計画の年度計画の達成を付与要件として、株式に相当するポイントを付与するものであります。付与するポイントは、役位別の基本ポイントをベースに、売上高及び経常利益を指標とし、またグループ業績への定性的な貢献を考慮し計算しております。

報酬割合については、中長期的な業績の向上による企業価値の増大に貢献する意識を高めるような報酬割合を目指しております。業績との連動を強化し、固定基本報酬のほか、株主価値との連動性をより強化した株式給付信託による業績連動型株式報酬制度を設けることで、より中長期的な企業価値向上を意識づける報酬構成を目指しております。

報酬を与える時期は、固定基本報酬については、在任中に毎月定期的に支払うこととし、株式給付信託による業績連動型株式報酬については、原則として取締役の退任時に支給を行う方針です。

取締役の報酬決定については、代表取締役社長が作成する報酬案を任意の諮問機関である指名報酬諮問委員会に諮問し、その検討結果を踏まえ、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において取締役会決議にて決定されます。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	84 （19）	84 （19）	— （対象外）	— （対象外）	7 （4）
監査役 （うち社外監査役）	11 （4）	11 （4）	対象外	対象外	3 （2）

（注）1　取締役の金銭報酬の額は、2014年6月28日開催の第1回定時株主総会において、年額3億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。また、金銭報酬とは別枠で2016年6月25日開催の第3回定時株主総会において、株式給付信託による業績連動型株式報酬の額は、対象期間（3事業年度）で1億8,000万円以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。

2　監査役の報酬限度額は、2014年6月28日開催の第1回定時株主総会において、年額1億円以内と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	重要な兼職先と当社との関係
渡邉　好則	該当事項はありません。
中川　智博	当社と兼職先との間に特別な関係はございません。
安　　昌寿	当社と兼職先との間に特別な関係はございません。
坪山　昌司	当社と兼職先との間に特別な関係はございません。
中井　啓之	当社と兼職先との間に特別な関係はございません。
早川美恵子	当社と兼職先との間に特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	渡　邉　好　則	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、知見を活かし、議案等について様々な提言を行っております。特に、不動産事業全般及び人材育成・組織体制整備に関する知見を活かした経営監督を行うことを期待していますが、取締役会において当社における事業方針決定や人材育成・組織体制強化に対する有益な提言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員を務めております。
取締役	中　川　智　博	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、知見を活かし、議案等について様々な提言を行っております。特に、不動産事業に関する幅広い見識及び経営者としての経験を活かした経営監督を行うことを期待していますが、取締役会において当社における事業方針決定に際して的確かつ有益な提言を行っております。
取締役	安　　昌　寿	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、知見を活かし、議案等について様々な提言を行っております。特に、建築設計、都市計画、再開発事業の分野における知見を活かした経営監督を行うことを期待していますが、取締役会において当社における事業方針決定や品質管理に対する有益な提言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員を務めております。
取締役	坪　山　昌　司	2020年６月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、知見を活かし、議案等について様々な提言を行っております。特に、金融全般に関する幅広い知見を活かした経営監督を行うことを期待していますが、取締役会において当社の資本政策やIR戦略に関して、有益な提言を行っております。
監査役	中　井　啓　之	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに、また、監査役会15回のすべてに出席し、財務・会計及び税務に関する税理士としての専門的な見地から、主に会計、内部統制の構築・維持等に関する有益な提言を行っております。
監査役	早　川　美恵子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回出席し、また、監査役会15回開催のうち14回出席し、主に弁護士としての専門的な見地から、コーポレートガバナンス、リスク管理、内部統制の構築・維持等に有益な提言を行っております。

(6) 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	6名	23百万円

（注）　上記のほか社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は8百万円であります。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名称　海南監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

(注) 1　監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意をしております。

2　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

当社は、当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、監査役会において株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及びその子会社は、取締役会設置会社においては、定例の取締役会を毎月１回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項に係る意思決定を行っておりますが、当社及びその子会社の取締役の職務の執行を効率的に行うため、グループ経営会議を定期的に開催し、業務執行に関する基本的事項の報告を求めるとともに、業務執行に関する重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。

当社及びその子会社の取締役の職務の執行にあたっては、将来の事業環境を踏まえて立案された中期経営計画及び各年度予算等の全社的な目標をもとに、各部門においてその目標達成に向け具体策を立案・実行しております。

② 当社及びその子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びその子会社は、取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するため、コンプライアンス・リスク管理規程を制定しております。当社代表取締役社長を委員長とし、取締役・子会社社長等を構成メンバーとするコンプライアンス・リスク管理委員会を定期的に開催し、各部門長に関連事案の報告を求め課題を把握したうえで、対策を実行しております。

また、内部通報規程を制定し、取締役及び使用人が法令・定款に違反する行為またはそのおそれを発見した場合には、内部通報窓口に通報するよう周知徹底しております。さらに、当社及びその子会社の取締役・使用人に法令等を遵守させるべく、フージャースグループ行動指針を制定しております。

③ 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及びその子会社の損失の危険等の管理を行うため、コンプライアンス・リスク管理規程を制定しております。コンプライアンス・リスク管理委員会を定期的に開催し、各部門長に損失の危険等に関する事案の報告を求め課題を把握したうえで、対策を実行しております。

また、内部監査規程を制定し、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査業務を管掌する内部監査部門を設置し、定期的に内部監査を行っております。内部監査部門の監査により損失の危険が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに代表取締役社長に報告し、代表取締役社長の指示の下、各部門で対策を実行いたします。

④ 当社及びその子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及びその子会社の取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、文書管理規程・情報セキュリティ管理規程、その他各管理マニュアル等に従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む）しております。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社から成る企業集団においては、当社及びその子会社の取締役・使用人がフージャースグループ行動指針に従い業務を行うことで、業務の適正を確保しております。また、グループ経営会議やコンプライアンス・リスク管理委員会において、各部門長に業務に関する事項について報告を求め、必要に応じて指示を行うことにより、業務の適正を確保しております。

⑥ 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

当社及びその子会社の財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムを整備し、運用する体制構築を行っております。

また、取締役会は、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視します。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査役の要請に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととしております。その際、当該監査役スタッフは監査役の指揮命令に従うものとし、取締役及び他の使用人の指揮命令を受けないようにしております。

⑧ 当社及びその子会社の取締役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者、及びその子会社の監査役が当社の監査役に報告をするための体制

当社及びその子会社の取締役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者、及びその子会社の監査役は、当社及びその子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、及び監査役に報告を求められた場合には、直ちに監査役に報告いたします。

⑨ 監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社及びその子会社の取締役・使用人に対し、報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しており、その旨を当社及びその子会社の取締役・使用人に周知徹底しております。

⑩ 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほかグループ経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書及び業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることにより、業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しております。また、内部監査部門及び会計監査人と連携して会社の内部統制状況について監視するとともに、問題点の把握・改善勧告等を日常的に行い、監査機能がより有効・適切に機能するよう努めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役会による業務の適正の確保

当事業年度においては、取締役会を14回開催いたしました。法令や社内規程で定められた事項に関する決議や重要な方針決定を行うとともに、経営に関する重要事項に係る事項に関して議論を行いました。

② コンプライアンス及びリスク管理について

当事業年度においては、コンプライアンス・リスク管理委員会を24回開催いたしました。各部門長に関連事案の報告を求めることで、コンプライアンス・リスクに関する課題を把握したうえで、必要な対応を議論したうえで、必要な対策を指示しました。

また、コンプライアンスの遵守と意識啓蒙に向けて、全社員対象、幹部対象、新入社者対象のコンプライアンス研修を定期的に行いました。

③ 内部監査の実施について

取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、内部監査室が、法令・社内規程等の遵守状況について、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査を実施いたしました。その結果については、代表取締役社長に対して報告いたしました。各部門・子会社での改善対応後にも、監査を行い、その結果について、代表取締役社長に対して報告いたしました。

④ 監査役による監査について

監査役は、主要な稟議書及び業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることにより、業務執行の適法性・妥当性について監査を実施いたしました。また、本事業年度においては、監査役会を15回開催し、常勤監査役からの会社の状況に関する報告や監査役相互による活発な意見交換を行いました。

7 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

※本事業報告の記載数値は、金額については表示単位未満を切捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第８期 2021年３月31日現在
資産の部	
流動資産	**105,142**
現金及び預金	29,293
売掛金	382
商品	34
販売用不動産	31,122
仕掛販売用不動産	37,029
営業投資有価証券	1,463
前払費用	1,539
その他	4,295
貸倒引当金	△17
固定資産	**30,888**
有形固定資産	**22,449**
建物及び構築物	11,081
機械装置及び運搬具	91
工具、器具及び備品	107
土地	11,166
建設仮勘定	3
無形固定資産	**448**
のれん	177
その他	271
投資その他の資産	**7,990**
投資有価証券	2,908
長期貸付金	1,815
繰延税金資産	1,893
その他	1,377
貸倒引当金	△4
資産合計	**136,030**

科目	第８期 2021年３月31日現在
負債の部	
流動負債	**41,530**
支払手形及び買掛金	1,045
短期借入金	11,216
１年内償還予定の社債	3,582
１年内返済予定の長期借入金	14,826
未払法人税等	1,332
前受金	4,517
賞与引当金	315
アフターサービス引当金	48
その他	4,644
固定負債	**58,131**
社債	2,628
長期借入金	51,845
役員株式給付引当金	223
退職給付に係る負債	160
繰延税金負債	909
資産除去債務	469
その他	1,894
負債合計	**99,661**
純資産の部	
株主資本	**28,934**
資本金	**15,882**
利益剰余金	**14,042**
自己株式	**△990**
その他の包括利益累計額	**△72**
その他有価証券評価差額金	**112**
為替換算調整勘定	**△185**
新株予約権	**0**
非支配株主持分	**7,507**
純資産合計	**36,368**
負債純資産合計	**136,030**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	第８期 2020年４月１日から 2021年３月31日まで
売上高	**80,222**
売上原価	**64,145**
売上総利益	**16,077**
販売費及び一般管理費	**10,642**
営業利益	**5,435**
営業外収益	**682**
受取利息	63
受取配当金	46
解約金収入	144
補助金収入	184
為替差益	47
投資事業組合運用益	152
その他	43
営業外費用	**1,502**
支払利息	977
支払手数料	373
株式交付費償却	28
持分法による投資損失	58
その他	64
経常利益	**4,616**
特別利益	**476**
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	0
債権譲渡益	475
特別損失	**1,742**
減損損失	1,360
災害による損失	15
店舗閉鎖損失	76
新型コロナウイルス感染症拡大による損失	290
税金等調整前当期純利益	**3,349**
法人税、住民税及び事業税	1,497
法人税等調整額	△992
当期純利益	**2,844**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）	△34
親会社株主に帰属する当期純利益	**2,878**

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (第8期 2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,882	－	26,655	△311	42,226
当期変動額					
剰余金の配当			△1,377		△1,377
親会社株主に帰属する当期純利益			2,878		2,878
自己株式の取得				△14,800	△14,800
自己株式の処分		△5		12	6
自己株式の消却		△14,108		14,108	－
利益剰余金から資本剰余金への振替		14,114	△14,114		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△12,613	△678	△13,292
当期末残高	15,882	－	14,042	△990	28,934

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	－	△114	△114	0	714	42,827
当期変動額						
剰余金の配当						△1,377
親会社株主に帰属する当期純利益						2,878
自己株式の取得						△14,800
自己株式の処分						6
自己株式の消却						－
利益剰余金から資本剰余金への振替						－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	112	△70	42	△0	6,792	6,834
当期変動額合計	112	△70	42	△0	6,792	△6,458
当期末残高	112	△185	△72	0	7,507	36,368

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第８期 2021年３月31日現在
資産の部	
流動資産	**12,093**
現金及び預金	10,858
売掛金	12
販売用不動産	93
前払費用	106
関係会社短期貸付金	5
未収入金	94
未収還付法人税等	942
その他	2
貸倒引当金	△22
固定資産	**36,971**
有形固定資産	**146**
建物	111
工具、器具及び備品	34
無形固定資産	**107**
ソフトウエア	98
ソフトウエア仮勘定	9
その他	0
投資その他の資産	**36,717**
投資有価証券	780
関係会社株式	25,785
関係会社出資金	1
関係会社長期貸付金	9,553
長期前払費用	61
差入保証金	174
繰延税金資産	629
その他	13
貸倒引当金	△282
資産合計	**49,065**

科目	第８期 2021年３月31日現在
負債の部	
流動負債	**7,598**
短期借入金	853
１年内償還予定の社債	3,302
１年内返済予定の長期借入金	2,936
未払金	315
未払費用	40
未払法人税等	59
未払消費税等	0
預り金	38
賞与引当金	39
その他	12
固定負債	**21,514**
社債	2,529
長期借入金	6,402
関係会社長期借入金	10,200
役員株式給付引当金	118
債務保証損失引当金	402
関係会社事業損失引当金	1,769
その他	92
負債合計	**29,112**
純資産の部	
株主資本	**19,840**
資本金	**15,882**
利益剰余金	**4,948**
利益準備金	665
その他利益剰余金	4,283
繰越利益剰余金	4,283
自己株式	**△990**
評価・換算差額等	**112**
その他有価証券評価差額金	112
新株予約権	**0**
純資産合計	**19,952**
負債純資産合計	**49,065**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（単位：百万円）

科目	第８期 2020年４月１日から 2021年３月31日まで
売上高	**6,271**
売上原価	**16**
売上総利益	**6,254**
販売費及び一般管理費	**1,760**
営業利益	**4,494**
営業外収益	**404**
受取利息	5
受取配当金	2
関係会社受取利息	239
投資事業組合運用益	152
その他	4
営業外費用	**490**
支払利息	151
社債利息	43
関係会社支払利息	19
支払手数料	218
為替差損	2
株式交付費償却	28
その他	25
経常利益	**4,408**
特別利益	**1,450**
債権譲渡益	475
関係会社貸倒引当金戻入額	974
特別損失	**2,148**
債務保証損失引当金繰入額	379
関係会社事業損失引当金繰入額	1,769
税引前当期純利益	**3,710**
法人税、住民税及び事業税	57
法人税等調整額	△650
当期純利益	**4,303**

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (第8期 2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	15,882	11,725	11,725	527	3,883	4,411	△311	31,707
当期変動額								
利益準備金の積立				137	△137	－		－
剰余金の配当					△1,377	△1,377		△1,377
当期純利益					4,303	4,303		4,303
自己株式の取得							△14,800	△14,800
自己株式の処分		△5	△5				12	6
自己株式の消却		△14,108	△14,108				14,108	－
利益剰余金から資本剰余金への振替		2,388	2,388		△2,388	△2,388		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	△11,725	△11,725	137	399	537	△678	△11,867
当期末残高	15,882	－	－	665	4,283	4,948	△990	19,840

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	－	－	0	31,708
当期変動額				
利益準備金の積立				－
剰余金の配当				△1,377
当期純利益				4,303
自己株式の取得				△14,800
自己株式の処分				6
自己株式の消却				－
利益剰余金から資本剰余金への振替				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	112	112	△0	112
当期変動額合計	112	112	△0	△11,755
当期末残高	112	112	0	19,952

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

株式会社　フージャースホールディングス
取締役会　御中

海南監査法人
東京都渋谷区
指定社員
業務執行社員　公認会計士　**溝口俊一**㊞
指定社員
業務執行社員　公認会計士　**畑中数正**㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フージャースホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フージャースホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
連結貸借対照表に関する注記（追加情報）に記載されているとおり、会社は保有目的の変更により、有形固定資産の一部を販売用不動産に振替えている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

株式会社　フージャースホールディングス
取締役会　御中

海南監査法人
東京都渋谷区
指定社員
業務執行社員　公認会計士　**溝口俊一**㊞
指定社員
業務執行社員　公認会計士　**畑中数正**㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フージャースホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第８期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

（1）　監査役会は、監査方針・当期の監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）　各監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画等に従い、取締役・内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所に関して業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役および使用人等からその構築および運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書、ならびに連結計算書類（連結貸借対照表・連結損益計算書・連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1） 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2） 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3） 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年５月21日

株式会社フージャースホールディングス　監査役会

常勤監査役　**金子　恭恵** ㊞

社外監査役　**中井　啓之** ㊞

社外監査役　**早川 美恵子** ㊞

以　上

メ　　モ

定時株主総会会場ご案内図

会　場　東京都千代田区丸の内二丁目５番２号　三菱ビル10階
コンファレンススクエア　エムプラス　グランド

交　通

●ＪＲ
「東京駅」（丸の内南口）……徒歩約３分
京葉線「東京駅」10番出口より直結
●地下鉄
東京メトロ千代田線「二重橋前駅」５番出口……徒歩約２分
東京メトロ丸ノ内線「東京駅」地下道経由……徒歩約３分
都営三田線「大手町駅」Ｄ１出口……徒歩約４分
東京メトロ東西線「大手町駅」Ｂ１出口……徒歩約６分

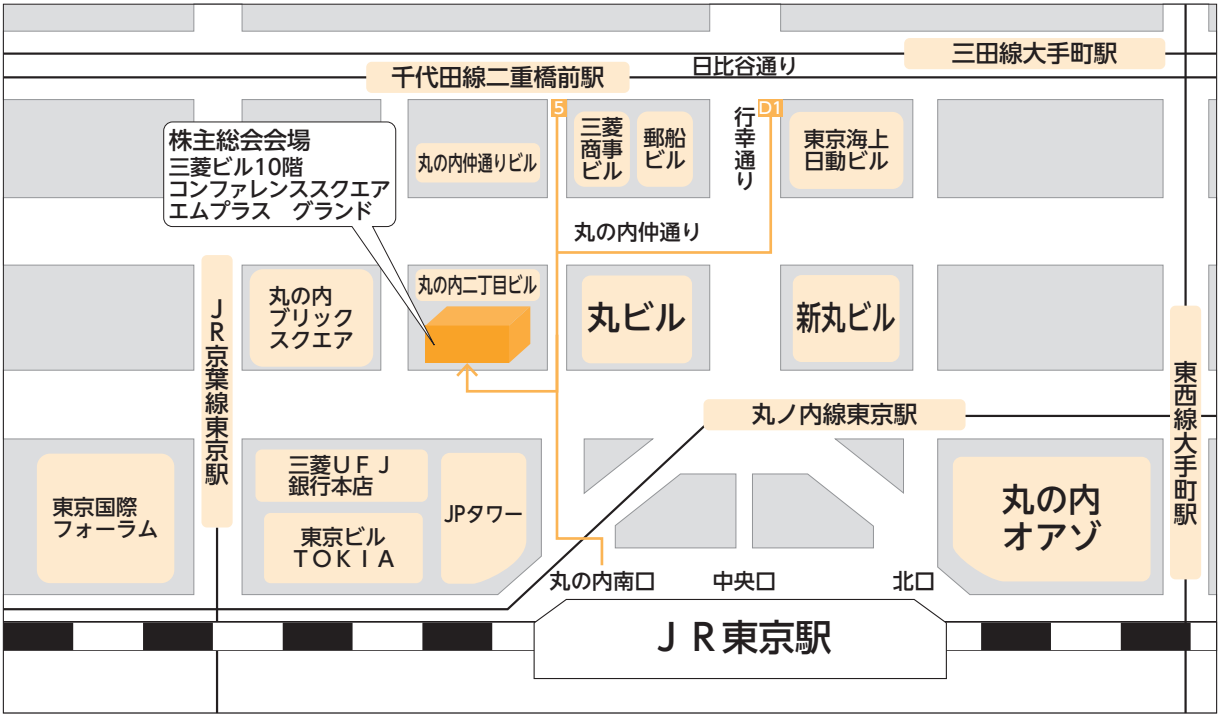

当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。